

しあわせ福祉会

年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
27	実地	特にありません	—	H27.9
28	未実施B	—	—	—
29	実地	評議員会の招集について、日時及び場所等に関する理事会の決議がなされていません。理事会での決議を受け開催してください。＜根拠：社会福祉法第45条の9第10項（一般法人法第181条、182条）＞	12月開催の理事会及び評議員会につき、ご指摘のとおり改善し実施しました。	H29.10

区分：実地監査、未実施の別

未実施分については、

「A:4年又は5年に1回実施のため、当該年度未実施」

「B:3年に1回実施のため、当該年度未実施」

「C:その他の事情により未実施」